

報告第2号

市長専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和6年2月7日提出

渋川市長 高 木 勉

専 決 処 分 書

和解及び損害賠償の額を定めることについて

令和5年9月12日午前9時30分ごろ、渋川市石原916番4地先市道1-3564号線において、XXXXXXXXXX氏運転の軽自動車（XXXXXXXXXX所有者同氏）が主要地方道渋川東吾妻線に進入するため一時停止したところ、渋川市石原916番地4渋川市立豊秋小学校駐車場において除草作業をしていた教育部教育総務課会計年度任用職員が使用する刈払機に飛ばされた小石に当たり、上記車両の助手席ドアが破損したので、和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定及び市長において専決処分することができる事項の指定について（平成26年12月11日議決）により、次のとおり専決処分する。

令和6年1月15日

渋川市長 高 木 勉

1 和解の内容

当事者 甲 渋川市長 高 木 勉
乙 XXXXXXXXXX

- (1) 甲は乙に対し、損害賠償金74,855円を支払う。
- (2) 甲及び乙は、本件に関し、本和解条項に定めるほか、何らの債権債務のないことを相互に確認する。

2 損害賠償額

74,855円